

## 1. 講習の名称及び課程

### (1) 講習の名称

「福祉用具専門相談員指定講習講座」

### (2) 講習課程

別紙1 参照

## 2. 事業所の所在地

東京都豊島区東池袋 1-44-3 池袋 ISP タマビル

## 3. 運営規定

### (1) 開講目的

福祉用具に関する専門知識を有し、利用者のニーズに合った福祉用具の選定相談等を行う専門相談員を養成し、訪問介護員や福祉用具事業者が介護保険法制度での運営が円滑に推進できるよう援助することを目的とする。

### (2) 講習の名称

「福祉用具専門相談員定講習講座」とする。

### (3) 講習実施施設

施設名	所在地	講習場所
企業組合労協センター事業団 富山地域福祉事業所 サポートハウスぽびー	富山県富山市寺町けや木台 71	富山県富山市奥田新町 7-35 第2 ボルファートビル 1 F サポートハウスぽびー富山分室
企業組合労協センター事業団 高岡福祉事業所 高岡ぽびー	富山県高岡市大坪町 3-5-1	富山県高岡市須田 1 8 2 COOP とやま高岡センター 2階ホール
企業組合労協センター事業団 魚津福祉事業所 スマイルぽびー	富山県魚津市上村木 1-6-5	富山県魚津市天神野新 147-1 新川学びの森天神山交流館
企業組合労協センター事業団 大空と大地のぽびー村	富山県砺波市宮森 461	富山県砺波市宮森 461

(4) 講習期間

14日～16日間

(5) 講習課程・講師氏名

1-(2)、4に定めるとおり。

(6) 講習修了の認定方法

講習全日程を出席し、講習レポートを提出した者を対象に筆記による修了試験を実施する。修了試験の評価が所定の水準を超える者を認定し修了証書及び携帯資格者証書を授与する。なお、出欠は出席簿において確認する。評価基準は70%以上の正解率にて合格、それ以下は再試験を行い70%以上の正解率にて合格。

(7) 講習欠席についての取り扱い

やむをえない事情により講習を欠席した場合は、双方協議の上、補講講習を行うものとする。なお、補講講習は講習開始時より1年以内とする。

(8) 年間の開講時期

平成27～28年度富山県委託職業訓練講座に連動して行う。  
平成27～28年度自主講習については、適宜協議の上開催する。  
各実施施設ごとに約3回講習予定。

(9) 講習開催人数

最低開催人数は8人とする。

(10) 受講手続き（募集要項等）

富山県商工労働部職業能力開発課（委託元）  
委託講習についてはハローワークより受講推薦を受けた者に限る。

(11) 受講料

委託講習については、受講料、補講料は無料。テキスト代のみとする。  
自主講習については、受講料30,000円、テキスト代を徴収する。